

【件名】新型コロナウイルス関連情報（3月27日）

【在ニューヨーク日本国総領事館について】

当館は、3月23日（月）以降も緊急を要する方への対応を行うため開館しますが、3月20日付のニューヨーク州知事の行政命令もふまえて、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、NY州に在住・滞在の方は不要不急の外出を控え、ご自宅・滞在先での待機をお願いいたします。

すでにご案内のとおり当館は限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当館は入居ビルとともに新型コロナウイルスの感染予防に最善をつくしており、定期的に消毒作業を実施しております。

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がありましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【連邦政府等による措置のポイント】

・本3月27日、トランプ米大統領は、新型コロナウイルスによる打撃を抑える大型経済対策法案に署名し、対策法が成立しました。米国の国内総生産（GDP）の約1割に当たる2兆2千億ドル（約237兆円）規模で、家計への現金給付や企業支援が中心となっています。

◎（連邦政府）

本3月27日午後、コロナウイルス対策関連法（Coronavirus Aid, Relief and Economic Security Act）が連邦議会において可決、成立しました。同法には、個人への給付（還付付き税額控除。最高1人当たり大人1,200ドル、子供500ドル。所得制限あり。）、失業保険給付の充実、中小企業支援などが含まれています。

【州政府等による措置等のポイント】

◎（NY州）クオモ知事のメッセージ

本3月27日にクオモNY州知事が発信したメッセージの一部は以下の通りです。

- ・感染者数は増加しており、今後21日でピークを迎えるとみている。引き続き医療体制の拡充を進める。
- ・すべての学校の休校を当初予定の4月1日までから、4月15日まで2週間延長する（NY市の公立学校はすでに4月20日まで休校中）。
- ・これまで在宅勤務を義務づける行政命令の例外とされていた建設事業について、緊急又は必要不可欠なものを除き停止する。
- ・米陸軍及びNY州兵の支援でNY市内のコンベンションセンター（ジャビットセンター）を臨時病院に転換する作業が完了し、3月30日（月）以降に臨時病院として利用可能となる見込み。

・1000床のベッドを提供可能な米海軍病院船「コンフォート」は3月30日（月）にNY港に入港予定。

◎（PA州）自宅待機令の拡大，大統領選挙予備選の延期

・本3月27日，ウォルフPA州知事は，本27日午後8時以降バークス郡，バトラー郡，ラッカワナ郡，ランカスター郡，ルザーン郡，パイク郡，ウェイブ郡，ウェストモアランド郡，ヨーク郡を自宅待機（Stay at Home）の行政命令の対象とすることを発表しました。現在発令済みのフィラデルフィア市，バックス郡，チェスター郡，デラウェア郡，モンゴメリー郡，モンロー郡，アルゲニー郡（以上3月23日から），エリー郡（3月24日から），リーハイ郡，ノーサンプトン郡（以上3月25日から）と合わせて19の地区が自宅待機の行政命令の対象となります（いずれの地区についても4月6日（月）まで有効）。

行政命令の詳細な情報は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/governor-wolf-and-health-secretary-expand-stay-at-home-order-to-nine-more-counties-to-mitigate-spread-of-covid-19-counties-now-total-19/>

・本3月27日，4月28日に予定されていたPA州の大統領選挙予備選は6月2日に延期されることが決まりました。

◎（DE州）

・カーニーDE州知事は，新型コロナウイルスで影響を受けた小規模事業者に対する支援のため Hospitality emergency loan program の拡大を決定しました。詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://news.delaware.gov/2020/03/26/governor-carney-expands-hospitality-emergency-loan-program-h-e-l-p/>

◎（NY市）物価引き上げに対する措置

・マスクやサニタイザーについて個人防護具（PPE）について、小売店による不当な価格のつり上げに合われた方は、領収書を保存の上、nyc.gov/dcwp にアクセスされるか、311に電話して、overcharge とお伝えください。

◎現在，NY州，NJ州，WV州，DE州，CT州（フェアフィールド郡）全域，PA州の一部で自宅待機令（Stay at Home Order）が有効です。つきましては，在住・滞在中の皆様は，不要不急の外出は控え，外出する際も，他の人から6フィート（約1.8メートル）離れて活動するようお願いいたします。各州の新型コロナウイルスに関する最新情報は下記サイトからご確認頂けます。

ニューヨーク州

<https://coronavirus.health.ny.gov/home>

ニュージャージー州

<https://covid19.nj.gov/>

ペンシルベニア州

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Coronavirus.aspx>

ウェストバージニア州

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

デラウェア州

<https://coronavirus.delaware.gov/>

コネティカット州フェアフィールド郡

<https://portal.ct.gov/Coronavirus>

(注) 連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

【感染、予防等に関する情報】

1 3月27日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。()内は前日の数)

○ニューヨーク州： 感染者数 44,870名(37,258名), 死者数 527名(385名)
・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市： 感染者数 25,573名(21,873名), 死者数 366名(281名)
NY市の内訳(判明分)

クイーンズ区： 8,214名(7,025名)

ブルックリン区： 6,750名(5,705名)

マンハッタン区： 4,478名(3,907名)

ブロンクス区： 4,655名(3,924名)

スタテン島区： 1,440名(1,276名)

ウェストチェスター郡： 7,187名(5,944名)

○ニュージャージー州： 感染者数 8,825名(6,876名), 死者数 108名(81名)

○ペンシルベニア州： 感染者数 2,218名(1,687名), 死者数 25名(16名)

○デラウェア州： 感染者数 165名(130名), 死者数 1名(1名)

○ウェストバージニア州：感染者数 76名(51名)

○コネチカット州フェアフィールド郡： 感染者数 752名(607名), 死者数 15名(13名)

○プエルトリコ： 感染者数 79名(64名), 死者数 3名(2名)

○バージン諸島： 感染者数 19名(17名)

2 CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。NY市以外にお住まいの方も含め、これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください(特定の医療機関がない場合には地元保健当局等(NY市の場合は311)に電話してください)。

CDCホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet.pdf>

3 在留邦人の皆様におかれては引き続き関連情報に注意して予防に努めてください。

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しました。予防措置、各州等 HP（ホットライン）及び日本の関連情報等を掲載しているのご参照ください。

新型コロナウイルス関連情報：<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

4 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、体調がすぐれない方におかれましては、体調が回復されてから来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力につきまして、よろしく申し上げます。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
